

関西電力／九州／四国／北海道／日本原電  
原子炉施設保安規定 比較表

令和2年7月1日

九州電力株式会社

四国電力株式会社

北海道電力株式会社

日本原子力発電株式会社

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
①運転管理					
1	(運転員等の確保) 第13条 変更なし	(運転員等の確保) 第12条 変更なし	(運転員等の確保) 第12条 変更なし	(運転員等の確保) 第12条 変更なし	(原子炉の運転員の確保) 第212条 変更なし
2	<p>(<u>運転管理業務</u>) 第13条の2 各課(室)長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設（系統より切離されている施設<sup>※1</sup>を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目<sup>※2</sup>を定め、中央制御室における監視、第14条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課(室)長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操</p>	<p>(<u>運転管理業務</u>) 第12条の2 各第二課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設<sup>※1</sup>を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 原子炉施設の運転に必要な監視項目<sup>※2</sup>を定め、中央制御室における監視、第13条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各第二課長に通知する。</p> <p>イ 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>エ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長及び発電第二課当直課長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 第13条第3項の巡視点検を実施する。その結果、異状があれば関係各第二課長に通知する。</p> <p>イ 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各第二課長の依頼に基づき、第1号イによる運転操</p>	<p>(<u>運転管理業務</u>) 第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</p> <p>(b) 警報発信時の対応を実施する。</p> <p>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>(2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</p> <p>(4) 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第13条第3項の巡視点検を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>(3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操</p>	<p>(<u>運転管理業務</u>) 第12条の2 各課長および発電室長は、モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。</p> <p>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各課長に通知する。</p> <p>b. 運転操作（系統管理を含む）を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</p>	<p>(<u>運転管理業務</u>) 第212条の2 発電長（2号炉担当）及び各マネージャーは、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）、運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>イ. 原子炉施設の運転に必要な監視項目<sup>※1</sup>を定め運用する。</p> <p>ロ. 運転操作（系統管理を含む。）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ハ. 原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>ニ. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、中央制御室における監視、第213条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転</p>

黒字赤下線：保安規定変更箇所  
黄塗り：関西（高浜）と有意な差がある箇所※  
※ 条番号、組織名称及び各社固有の表現による差異は除く

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課（室）長は、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために、原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>（系統管理を含む）を実施する。また、関係各第二課長は、発電第二課長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各第二課長は、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために、原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために、原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p>	<p>運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係する各課長は、発電課長（当直）から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電課長（当直）へ系統を引き渡す。</p> <p>(3) 各課長および発電室長は、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために、原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p>	<p>監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各マネージャーに通知する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は関係する各マネージャーの依頼に基づき運転操作（系統管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロ.による運転操作（系統管理を含む。）を実施する。また、関係する各マネージャーは、発電長（2号炉担当）から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）及び各マネージャーは、第3節（第285条から第288条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために、原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第216条に従い実施する。</p> <p>※1：運転に必要な監視項目とは、第3節（第285条から第288条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>
3	<p>(巡視点検)</p> <p>第14条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アンユラス内、第107条第1項で定める区域および系統より切離されている施設※1を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第120条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アンユラス内および第107条第1項で定める区域については、第107条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電第二課当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電第二課当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アンユラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第119条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。（以下、本条において同じ。）</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 当直長は、原子炉格納容器内、アンユラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く）は、一定期間※1毎に巡視し、点検を行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電課長（当直）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アンユラス内および第105条第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。（以下、本条において同じ。）</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 発電課長（当直）は、「泊発電所運転要領」に従って、原子炉格納容器内、アンユラス内および第105条第1項で定める区域の監視を行うとともに、原子炉格納容器内（特に立入りが制限された区域を除く）を巡視し、点検を行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第213条 発電長（2号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内及び第315条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第328条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内及び第315条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入りが困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が<u>定期事業者検査時</u>となる施設については、<u>定期事業者検査</u>毎とする。</p>	<p>行う。</p> <p>3 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長及び発電第二課当直課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「放射線管理基準」、「化学管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が<u>定期事業者検査時</u>となる施設については、<u>定期事業者検査</u>ごととする。</p>	<p>3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間※1毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が<u>定期事業者検査時</u>となる施設については、<u>定期事業者検査</u>時毎に実施する。</p>		
4	<p>（運転管理に関する社内標準の作成）</p> <p>第15条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項（3号炉および4号炉）</p> <p>(8) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）、その他自然災害および有毒ガス（3号炉および4号炉）発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の</p>	<p>（運転管理に関する社内基準の作成）</p> <p>第14条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的実施する試験に関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>（運転管理に関する内規の作成）</p> <p>第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し、制定・改正に当たり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置（3号炉における誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p>	<p>（運転管理に関する社内規程の作成）</p> <p>第14条 発電室長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内規程を作成し、制定・改正にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p>	<p>（手順の作成）</p> <p>第214条 運転支援グループマネージャーは、次の各号に掲げる発電長（2号炉担当）が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し、制定・改正に当たり、第207条（原子炉施設保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期試験に関する事項</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉）				
5	（引継） 第16条 変更なし	（引継） 第15条 変更なし	（引継） 第15条 変更なし	（引継） 第15条 変更なし	（引継） 第215条 変更なし
6	<p>（原子炉起動前の確認事項） 第17条 各課（室）長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2※3について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項） 第16条 発電第二課当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電第二課長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電第二課長に通知されることとなっている確認項目※2について、通知が完了していることを確認する※3とともに、その旨を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項） 第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で定期事業者検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※1について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>2 当直長は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>3 発電課長は、最終ヒートアップ開始※2までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※3※4について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>※1：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。</p> <p>※2：定期事業者検査時の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※3：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※4：定期事業者検査時における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項） 第16条 発電課長（当直）は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を発電課長（当直）に通知する。</p> <p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項） 第216条 発電長（2号炉担当）は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節（運転上の制限）で定める定期事業者検査時に実施する検査項目※2について、検査の結果を確認する。</p> <p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される検査項目を除く。</p>
②サーベランス					
7	<p>（運転上の制限の確認） 第87条 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、運転上の制限を満足</p>	<p>（運転上の制限の確認） 第85条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。</p>	<p>（運転上の制限の確認） 第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p>	<p>（運転上の制限の確認） 第85条 各課長または発電室長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p>	<p>（運転上の制限の確認） 第285条 各マネージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第219条（停止余裕）から第284条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第2項（以下、本条、第286条（運転上の制限を満足しない場合）及び第287条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）において「この規定第2編第2項」と</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>していることを第3節第20条から第86条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。なお、この確認は、<u>確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下、「実条件性能確認」という。）</u>するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、<u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u>）により行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>なお、この確認は、<u>確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）</u>するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、<u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u>）により行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>なお、この確認は、<u>確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）</u>するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、<u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u>）により行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>なお、この確認は、<u>確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下、「実条件性能確認」という。）</u>するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、<u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u>）により行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>いう。）で定める事項により確認する。</p> <p>なお、この確認は、<u>確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）</u>するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、<u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u>）により行う。</p> <p>（以下略）</p>
8	<p>（非常用炉心冷却系－モード1、2および3－） 第52条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1号炉および2号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表52-2で定める事項を確認する。 (2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、3号炉および4号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表52-2で定める事項を確認する。 (3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系および低圧注入系（低圧注入系については1号炉および2号炉を除く）の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (4) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。 (5) 当直課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 原子炉係長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード1、2及び3－） 第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表51-2で定める事項を確認する。 (2) 係長第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 発電第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動していることを確認する。 (4) 係長第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (5) 発電第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。 (6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード1、2および3－） 第51条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、2号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表51-2に定める事項を確認する。 (2) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、3号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51-2に定める事項を確認する。 (3) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動していることを確認する。 (4) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により正しい位置へ作動していることを確認する。 (5) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 機械計画第一課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。 (7) 機械計画第一課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、3号炉の余熱除去ポンプ入口弁が、</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード1、2および3－） 第51条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51-2で定める事項を確認する。 (2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが模擬信号により起動することを確認する。 (4) 発電課長（当直）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (5) 機械係長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (6) 発電課長（当直）は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>*1</sup>。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード1、2及び3－） 第251条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表251-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表251-2で定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 (2) 運転管理グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系及び低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動していることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 (3) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動していることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 (4) 発電長（2号炉担当）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (5) 機械グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 (6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）																				
	<p>(7) 原子炉係修課長は、3号炉および4号炉について定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-3および表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>表51-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>閉止可能であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(8) 当直長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、動作可能であることを確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>表51-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉の高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-3および表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：3号炉の低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長（当直）は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電課長（当直）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表51-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下、略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>及び3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表251-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p> <p>表251-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること																								
9	<p>（非常用炉心冷却系－モード4－） 第53条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード4－） 第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード4－） 第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード4－） 第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上</p>	<p>（非常用炉心冷却系－モード4－） 第252条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表252-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転</p>																				

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）																				
	<p>の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-3および表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：3号炉および4号炉の充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の充てん系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4	<p>の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ又は1台以上の充てんポンプ、及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充てん系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4	<p>上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉の高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-3および表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：3号炉の充てん系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉の低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4	<p>の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長（当直）は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長（当直）は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電課長（当直）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下、略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1	<p>上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ、1台以上の充てん/高圧注入ポンプ又は1台の充てんポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表252-2の措置を講じる。</p> <p>表252-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1																								
項目	運転上の制限																								
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1																								



No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
10	<p>（原子炉格納容器スプレイ系） 第58条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1号炉および2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、3号炉および4号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表58-3に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量を表58-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については4台、3号炉および4号炉については2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動</p>	<p>（原子炉格納容器スプレイ系） 第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課当直課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動</p>	<p>（原子炉格納容器スプレイ系） 第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表57-3に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は、よう素除去薬品タンクの薬品<sup>*1</sup>濃度を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直長は、よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(8) 当直長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、動作可能であることを確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動</p>	<p>（原子炉格納容器スプレイ系） 第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 安全管理課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、よう素除去薬品タンクの薬品<sup>*1</sup>濃度を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長（当直）は、よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を</p>	<p>（原子炉格納容器スプレイ系） 第256条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表256-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表256-3に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電長（2号炉担当）は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表256-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2、3及び4において、1ヶ月に1回、2台の原子炉格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2、3及び4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）																				
	<p>作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-4の措置を講じる。</p> <p>表58-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条（表85-4および表85-6）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること	<p>弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(略)</p> <p>表57-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第83条（表83-4及び表83-6）の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること	<p>作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉については苛性ソーダ、3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>表57-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※2</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第84条（表84-4および表84-6）の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※2	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	<p>行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電課長（当直）は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉については苛性ソーダ、3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>表57-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表57-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表57-2で定める制限値内にあること	<p>い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表256-4の措置を講じる。</p> <p>表256-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること
項目	運転上の制限																								
原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること																								
項目	運転上の制限																								
原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること																								
項目	運転上の制限																								
原子炉格納容器スプレイ系※2	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること																								
項目	運転上の制限																								
原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表57-2で定める制限値内にあること																								
項目	運転上の制限																								
原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること																								
③燃料管理	<p>11 (燃料の検査) 第96条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料ピットクレーンを使用する</p>	<p>(燃料の検査) 第94条 技術第二課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術第二課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修第二課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料ピットクレーンを使用する</p>	<p>(燃料の検査) 第95条 安全技術課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 第1項の検査については、第8章に基づき実施する。</p> <p>3 安全技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 安全技術課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>	<p>(燃料の検査) 第94条 技術課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 技術課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>	<p>(燃料の検査) 第302条 炉心・燃料グループマネージャーは、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>																				

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	と。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。 (3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。	こと。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。			
12	（使用済燃料の貯蔵） 第98条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。  （中略）  <u>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</u> （以下略）	（使用済燃料の貯蔵） 第96条 技術第二課長及び必修第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。  （中略）  <u>(5) 技術第二課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</u> （以下略）	（使用済燃料の貯蔵） 第97条 安全技術課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。  （中略）  <u>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u> （以下略）	（使用済燃料の貯蔵） 第96条 技術課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。  （中略）  <u>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じること。</u>	（使用済燃料の貯蔵） 第305条 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。  （中略）  <u>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u> （以下略）
13	（燃料の取替等） 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。  <u>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</u>  (a) 反応度停止余裕	（燃料の取替等） 第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。  <u>2 原子力技術部長及び技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計及び熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値又は設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u>  ア 反応度停止余裕	（燃料の取替等） 第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。  <u>2 安全技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いる。</u>  (a) 反応度停止余裕	（燃料の取替等） 第95条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。  <u>2 技術課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 技術課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u>  a. 反応度停止余裕	（燃料の取替等） 第303条 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法及び体制を燃料装荷実施計画に定め、 <u>第3項に定める確認の結果を含めて</u> 、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。  <u>2. 発電管理室長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計、熱水力設計及び安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値又は設計方針による値）を満足することを確認するため、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u>  a) 反応度停止余裕

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>(b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) <math>F^{N_{XY}}</math> (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび <math>F^{N_{\Delta H}}</math> (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび <math>F^Q</math> (i) 出力運転時ほう素濃度 (j) 燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合）</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力発電部門統括は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>イ 最大線出力密度 ウ 燃料集合体最高燃焼度 エ 燃料棒最高燃焼度 (MOX 燃料装荷炉心の場合) オ 水平方向ビーキング係数 <math>F^{N_{XY}}</math> カ 減速材温度係数 キ 出力運転時ほう素濃度 ク 最大反応度添加率 ケ 制御棒クラスタ落下時の値及び核的エンタルピ上昇熱水路係数 <math>F^{N_{\Delta H}}</math> コ 制御棒クラスタ飛出し時の値及び熱流束熱水路係数 <math>F_Q</math></p> <p>(2) 技術第二課長は、取替炉心の安全性の評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合） (e) <math>F^{N_{XY}}</math> (f) 減速材温度係数 (g) 出力運転時ほう素濃度 (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび <math>F^{N_{\Delta H}}</math> (j) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび <math>F^Q</math></p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 原子力部長は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>b. 最大線出力密度 c. 燃料集合体最高燃焼度 d. 水平方向ビーキング係数 <math>F^{N_{XY}}</math> e. 減速材温度係数 f. 最大反応度添加率 g. 制御棒クラスタ落下時の値および核的エンタルピ上昇熱水路係数 <math>F^{N_{\Delta H}}</math> h. 制御棒クラスタ飛出し時の値および熱流束熱水路係数 <math>F^Q</math> i. 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(2) 技術課長は、取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>b) 最大線出力密度 c) 燃料集合体最高燃焼度 d) 水平方向ビーキング係数 <math>F^{N_{XY}}</math> e) 減速材温度係数 f) 出力運転時ほう素濃度 g) 最大反応度添加率 h) 制御棒クラスタ落下時の値及び核的エンタルピ上昇熱水路係数 <math>F^{N_{\Delta H}}</math> i) 制御棒クラスタ飛出し時の値及び熱流束熱水路係数 <math>F_Q</math></p> <p>3. 所長は、前項の通知を受け、その評価結果が制限値を満足していることを確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(以下略)</p>
	④燃料管理：運搬関係				
14	<p>(新燃料の運搬) 第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用</p>	<p>(新燃料の運搬) 第92条 係長第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃</p>	<p>(新燃料の運搬) 第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃</p>	<p>(新燃料の運搬) 第92条 技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備</p>	<p>(新燃料の運搬) 第300条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、新燃料取扱クレーンを使用す</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること。</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(6) <u>容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修第二課長は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 技術第二課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 保修第二課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(5) <u>保修第二課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(6) <u>保修第二課長は、車両を徐行させること。</u></p> <p>4 保修第二課長は、第1項又は第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 補助建屋クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下、本条において「<u>輸送物</u>」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</u></p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>(6) <u>輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u></p>	<p>を使用する。</p> <p>2 技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること。</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(6) <u>容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p>	<p>る。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること<sup>*1</sup></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること<sup>*1</sup></p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>5. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査</p> <p>8. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>9. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則および核燃料物質等車両運搬規則に規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて行われる運搬については、本条第2項、第3項および第5項から第7項は適用しない。</p>	<p>5 技術第二課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7 技術第二課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合したものであることを確認するための検査を総括する。</p> <p>9 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10 前項の検査実施責任者は、ウラン新燃料を運搬する場合、次の検査のうち、(1)から(7)を、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合、(1)から(10)の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 温度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査</p>	<p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、<u>輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査</p> <p>7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>5 技術課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査</p> <p>6 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下、本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する<sup>※1</sup>。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (4) 未臨界検査 (5) 吊上検査 (3) 重量検査 (7) 収納物検査 (6) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>
15	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第99条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 係保第二課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用する。</p> <p>2 技術第二課長及び係保第二課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにお</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第98条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、使用</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し</u>、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第306条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>（中略）</p>	<p>いて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 係修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 係修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用すること。</p> <p>(3) 技術第二課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 技術第二課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>(5) 係修第二課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 係修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p>	<p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>2 技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>	<p>は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p>
3.	<p>原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>（中略）</p>	<p>3 技術第二課長及び係修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(1) 係修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 係修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 係修第二課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 係修第二課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 係修第二課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p>	<p>3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p>	<p>3 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p>	<p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。<u>ただし、管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p>
4.	<p>放射線管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染</p>	<p>4 技術第二課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確</p>	<p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度につい</p>	<p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認す</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	密度について確認を省略できる。	認を省略できる。	て確認を省略できる。		る。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
5.	放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	5 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。		5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
6.	原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。	7 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。	7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。	5 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。	6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー <sup>*1</sup> は当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。
7.	検査を実施する課（室）長 <sup>*1</sup> は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査	8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 9 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 温度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査	8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。 9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査	6 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 7 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査	(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査
8.	原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。				7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。
*1:	検査を実施する課（室）長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。				8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。  *1: 検査を実施するグループマネージャーは、検査の独立性を確保するため、第204条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬を実施する組織とは別の組織の者とする。



No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
⑤	6 章 放射性廃棄物管理				
16	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第100条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第98条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 （放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第307条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
17	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第103条 放射線管理課長および計装係課長は、表103に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第101条 安全管理第二課長及び係第二課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 施設管理</b></p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第119条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）に規定される設備（2号炉）</p> <p>(4) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉）</p> <p>(5) 多様性拡張設備<sup>※1</sup>（3号炉）</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第101条 安全管理課長および制御係課長は、表101に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能になった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第311条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表311に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>（以下略）</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
			防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備		
⑥放射性廃棄物管理：運搬関係					
18	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条の2</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第98条の2</p> <p>(中略)</p> <p>5  保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6  安全管理第二課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>8  安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第99条</p> <p>(中略)</p> <p>5  各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6  放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8  放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第98条の2</p> <p>(中略)</p> <p>5  安全管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6  安全管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7  安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第308条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>9  保修第二課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</p> <p>10  保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11  保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>9  放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10  放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11  放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>8  安全管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>9  安全管理課長は、第8項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>10  安全管理課長は、第8項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(以下略)</p>
⑦	6章放射性廃棄物管理				
19	<p>(輸入廃棄物の管理)</p> <p>第100条の5 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>(輸入廃棄物の管理)</p> <p>第98条の4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2  原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3  前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(輸入廃棄物の確認)</p> <p>第99条の4 所長は、輸入廃棄物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>2  所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>3  前項の検査責任者は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認する。</p>	<p>(輸入廃棄物の管理)</p> <p>第98条の5 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2  原子力部長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するための検査を統括する。</p> <p>3  原子力部長は、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p>	(対象外)
⑧	7章放射線管理				
20	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第105条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第103条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第312条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(以下略)</p>
21	<p>第2節 被ばく管理 (放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第112条 各課（室）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上</p>	<p>第2節 被ばく管理 (放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措</p>	<p>第2節 被ばく管理 (放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第111条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措</p>	<p>第2節 被ばく管理 (放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第110条 各課（室、センター）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第320条 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表112に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 安全管理第二課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)</p>	<p>置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表111に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下、省略)</p>	<p>防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表110に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表320に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)</p>
22	<p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第114条の2 環境モニタリングセンター所長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第112条の2 安全管理第二課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第113条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第321条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。 (以下略)</p>
23	<p>(放射線計測器類の管理) 第115条 放射線管理課長および計装係課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理) 第113条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び係第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 (以下略)</p>	<p>(放射線計測器類の管理) 第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (以下、省略)</p>	<p>(放射線計測器類の管理) 第113条 安全管理課長および制御係課長は、表113に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理) 第323条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表323に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 (以下略)</p>

第8章 施設管理

(施設管理計画)

第119条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

3. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
			施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）」に規定される設備（2号炉） (4) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉） (5) 多様性拡張設備 <sup>※1</sup> （3号炉） (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備		
24	<p>（管理区域外等への搬出および運搬）</p> <p>第116条 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課（室）長は、管理区域外に核燃料物質等（第94条、第99条および第100条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第100条の2第5項を準用する。</p>	<p>（管理区域外等への搬出及び運搬）</p> <p>第114条 安全管理第二課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条の2第5項を準用する。</p>	<p>（管理区域外等への搬出および運搬）</p> <p>第115条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第99条第5項を準用する。</p>	<p>（管理区域外等への搬出および運搬）</p> <p>第114条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課（室、センター）長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条および第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれら措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、核燃料物質等の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の</p>	<p>（管理区域外等への搬出及び運搬）</p> <p>第324条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、第306条（使用済燃料の運搬）及び第308条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第308条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u> (以下略)</p>	<p>3 安全管理第二課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u> (以下略)</p>	<p>3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u> (以下、省略)</p>	<p><u>知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>3 安全管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u> (以下略)</p>
25	<p>(発電所外への運搬) 第117条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第94条、第99条および第100条の2に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各課(室)長は、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3. 各課(室)長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p>4. <u>放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>(発電所外への運搬) 第115条 各課長は、核燃料物質等(第92条、第97条及び第98条の2に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 各課長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p>4 各課長は、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>(発電所外への運搬) 第116条 各課長は、核燃料物質等(第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 <u>放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p>4 <u>放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>(発電所外への運搬) 第115条 各課(室、センター)長は、核燃料物質等(第92条、第97条および第98条の2に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課(室、センター)長は、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 各課(室、センター)長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p>4 安全管理課長は、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>(発電所外への運搬) 第325条 各マネージャーは、核燃料物質等(第300条(新燃料の運搬)、第306条(使用済燃料の運搬)及び第308条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各マネージャーは、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3. 各マネージャーは、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p>4. <u>放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>
⑧	8章施設管理				
26	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第120条 原子炉施設について原子炉</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第118条 原子炉施設について原子炉設置(変</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第119条 原子炉施設について原子炉設置(変</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第118条 原子炉施設について原子炉設置(変</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第328条 原子炉施設について原子炉設置</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p><u>設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p>	<p><u>更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会 : 国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p>	<p><u>更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p>	<p><u>更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p>	<p><u>（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、本編において「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</u></p>
	<p><u>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善</u>を図</p>	<p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善</u>を図</p>	<p><u>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善</u>を図</p>	<p><u>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善</u>を図</p>	<p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善</u>を図</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理の実施方針</u>を定める。また、<u>1.1.1.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第120条の6に定める長期<u>施設管理方針</u>を策定または変更した場合には、長期<u>施設管理方針</u>に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>1.1.1.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u> 原子力部門は、<u>1.</u>の施設管理目標を達成するため<u>3.より10.</u>からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>1.1.1.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u> 原子力部門は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</u></p> <p>(4) 多様性拡張設備<sup>*1</sup>（3号炉および4号炉）</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対</p>	<p>るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理の実施方針</u>を定める。また、<u>12.</u>の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>7.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期<u>施設管理方針</u>を策定または変更した場合には、長期<u>施設管理方針</u>に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>12.</u>の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>7.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>3 保全プログラムの策定</u> 発電所組織は、<u>2</u>の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>12.</u>の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>7.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>4 保全対象範囲の策定</u> 発電所組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可又は認可を受けた設備</u></p> <p>(中略)</p>	<p>るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理の実施方針</u>を定める。また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第119条の4に定める長期<u>施設管理方針</u>を策定または変更した場合には、長期<u>施設管理方針</u>に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u> 組織は、<u>1.</u>の施設管理目標を達成するため<u>3.より10.</u>からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）に規定される設備（2号炉）</p> <p>(4) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉）</u></p> <p>(5) 多様性拡張設備<sup>*1</sup>（3号炉）</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設</p>	<p>るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理の実施方針</u>を定める。また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期<u>施設管理方針</u>を策定または変更した場合には、長期<u>施設管理方針</u>に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、<u>管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>2 保全プログラムの策定</u> 組織は、<u>1</u>の施設管理目標を達成するため<u>3より10</u>からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11</u>の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う</p> <p><u>3 保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」（以下、「重要度分類指針」という。）において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p>	<p>るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理の実施方針</u>を定める。また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第328条の6に定める長期<u>施設管理方針</u>を策定または変更した場合には、長期<u>施設管理方針</u>に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u> 組織は、<u>1.</u>の施設管理目標を達成するため<u>3.より10.</u>からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11.</u>の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(中略)</p>



No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>応に有効な設備</p>		<p>備 (7) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p>		
4.	<p>施設管理の重要度の設定</p> <p>原子力部門は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5 施設管理の重要度の設定</p> <p>発電所組織は、4の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するかどうかも考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) 次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) 5の保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4.施設管理重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>
5.	<p>保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標と</p>	<p>6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標と</p>	<p>5.保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標と</p>	<p>5.保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>して、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間<sup>※2</sup></p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、1.0. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第20条から第86条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>して、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5(1)の<b>保全重要度</b>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動・手動トリップ回数</p> <p>(b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>(c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(b) 非待機（UA）時間<sup>※2</sup></p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>(b) 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節第19条から第85条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>して、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動停止回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、4(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間<sup>※1</sup></p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第19条から第84条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>として、以下のものを設定する。</p> <p>①7,000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>②7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>①予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>②非待機（UA）時間<sup>※1</sup></p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p><u>6. 保全計画の策定</u></p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6. 1参照）</p> <p>b. 設計および工事の計画（6. 2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6. 3参照）</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>（中略）</p>	<p>7 保全計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a 点検計画（7.1参照）</p> <p>b 設計及び工事の計画（7.2参照）</p> <p>c 特別な保全計画（7.3参照）</p> <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>（中略）</p>	<p><u>6. 保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1参照）</p> <p>b. 設計および工事の計画（6.2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6.3参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>（中略）</p>	<p><u>6 保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、3の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。</p> <p>なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1参照）</p> <p>b. 設計および工事の計画（6.2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6.3参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>（中略）</p>	<p><u>6. 保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（6.1参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（6.2参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（6.3参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>（中略）</p>
	<p><u>6. 1 点検計画の策定</u></p> <p>（中略）</p>	<p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>（中略）</p>	<p><u>6. 1 点検計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>（中略）</p>	<p><u>6.1 点検計画の策定</u></p> <p>（中略）</p>	<p><u>6.1 点検計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>（中略）</p>
	<p>(4) 原子力部門は、<u>点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※3：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第120条の4による使用前事業者検査および第120条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(4) 発電所組織は、<u>点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※3：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第118条の4による使用前事業者検査及び第118条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(4) 組織は、<u>点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを使用前事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>使用前事業者検査等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>使用前事業者検査等の実施時期</u></p> <p>※3：使用前事業者検査等とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第119条の2による使用前事業者検査および第119条の3による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。また、定期事業者検査とは、第8章および第132条においては、第3条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。</p>	<p>(4) 組織は、<u>点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査※2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリース（次工程への引渡し）のため、点検および工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第118条の4による使用前事業者検査および第118条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(4) 組織は、<u>点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査※2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第328条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第328条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>
	<p><u>6. 2 設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計および工事を実施</u></p>	<p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計及び工事を実施す</u></p>	<p><u>6. 2 設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事を実施する場</u></p>	<p><u>6.2 設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事を実施する場</u></p>	<p><u>6.2 設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事を実施する場合</u></p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器等の<u>工事</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※4</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下、「<u>試験等</u>」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査および試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査および試験等の実施時期</u></p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び<u>工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（設計及び<u>工事の計画の届出</u>）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の<u>確認申請</u>）、ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機</p>	<p>る場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 発電所組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「<u>試験等</u>」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>(中略)</p>	<p>合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き<sup>※4</sup>の要否を含む。）を策定する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを <u>使用前事業者検査等または自主検査等</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>使用前事業者検査等または自主検査等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期</u></p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び<u>工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（設計及び<u>工事の計画の届出</u>）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の<u>確認申請</u>）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、</p>	<p>合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器等の<u>工事</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「<u>試験等</u>」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査および試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査および試験等の実施時期</u></p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び<u>工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（設計及び<u>工事の計画の届出</u>）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の<u>確認申請</u>）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）、第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所</p>	<p>は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器等<sup>※3</sup>の<u>工事</u>については、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※4</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「<u>試験等</u>」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び<u>工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（設計及び<u>工事の計画の届出</u>）、及び第43条の3の11第3項（<u>使用前事業者検査の確認申請</u>）並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第120条の2による設計管理および第120条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>8 保全の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第118条の2による設計管理、第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の設計管理および作業管理を実施する。</p> <p>a. 設計管理</p> <p>(a) 原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第3条7.3の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a)において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>ア 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</p> <p>イ 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>ウ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>エ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第119条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a.の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>(b) 原子炉施設の点検および工事を</p>	<p>定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第118条の2による設計管理および第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の保全について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p>	<p>の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第328条の2（設計管理）による設計管理及び第328条の3（作業管理）による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の保全について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>9 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>ア 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>イ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>ウ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>エ 作業工程の管理</p> <p>オ 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>カ 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>キ 第7章に基づく放射線管理</p> <p>(c) 原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。巡視点検には第13条に定める巡視点検を含む。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果について記録する。</u></p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子力施設の使用を開始するために、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(4) 安全上重要な機器等の保全であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
					される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。
9.	<p>不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	<p>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 発電所組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 発電所組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、以下のa.およびb.の状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の活動を第3条8.3に示す不適合の管理および第3条8.5.2に示す是正処置等に基づき実施し、(2)の活動を第3条8.5.3に示す未然防止処置に基づき実施する。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりうる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第203条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p>
10.	<p>保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の</p>	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p>	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p>	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報、科学的知見</p>	

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>12 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、11の保全の有効性評価の結果及び2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>を要変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>(中略)</p>
1.1.	<p>施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>(1) 原子力部門は、11の保全の有効性評価の結果及び2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10の保全の有効性評価の結果および1の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>
1.2.	<p>構成管理</p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第120条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p>	<p>13 構成管理</p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第118条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>	<p>12. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。</p> <p>a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p>	<p>12 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第118条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p>	<p>12. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a) 設計要件（第203条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第328条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b) 施設構成情報（第203条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>
1.3.	<p>情報共有</p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>14 情報の共有及び活用</p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他</p>	<p>13 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、「泊発電所トラブル対応マニュアル」に基づき、PWR事業者連</p>	<p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>



No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
		また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第3条8.5.3で活用する。	の原子炉設置者と共有する。	絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	
27	<p>（設計管理）</p> <p>第120条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第120条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>（設計管理）</p> <p>第118条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>（再掲）</p> <p>a. 設計管理</p> <p>(a) 原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第3条7.3の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a)において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>ア 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</p> <p>イ 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>ウ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>エ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第119条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>（設計管理）</p> <p>第118条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、第118条の3に定める作業管理および第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>（設計管理）</p> <p>第328条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第203条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 前項における設計には、次条に定める作業管理及び第328条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>
28	<p>（作業管理）</p> <p>第120条の3 原子力部門は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、また</p>	<p>（作業管理）</p> <p>第118条の3 発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 発電所組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 発電所組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設</p>	<p>（再掲）</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a.の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>(b) 原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>ア 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>イ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>ウ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>エ 作業工程の管理</p> <p>オ 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>カ 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>キ 第7章に基づく放射線管理</p> <p>(c) 原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に</p>	<p>（作業管理）</p> <p>第118条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等</p>	<p>（作業管理）</p> <p>第328条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第14条による巡視点検を定期的に行う。	備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。	回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。巡視点検には第13条に定める巡視点検を含む。	が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。	常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第213条による巡視点検を定期的に行う。
29	<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p>第120条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p>第119条の2 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p>第118条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 技術基準規則に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたも</p>	<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p>第328条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること</p> <p>b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6. 各課（室）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6. 各第二課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>4. 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>のであることを確認するために十分な方法</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した箇所とは別の所属の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会程度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 検査に關係する各課（室、センター）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な検査</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>
30	(定期事業者検査の実施) 第120条の5 所長は、原子炉施設が「実	(定期事業者検査の実施)	(定期事業者検査の実施) 第119条の3 所長は、原子炉施設が「実用発	(定期事業者検査の実施) 第118条の5 所長は、原子炉施設が技術基準	(定期事業者検査の実施) 第328条の5 所長は、原子炉施設が技術

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課（室）とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。  (1) 検査の実施体制を構築する。  (2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、検査を実施する。  (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。  (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。  (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者  (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工</p>	<p>第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。  (1) 検査の実施体制を構築する。  (2) 検査実施要領書<sup>*1</sup>を定め、それを実施する。  (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。  (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。  (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者  (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の</p>	<p>電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。  (1) 検査の実施体制を構築する。  (2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、それを実施する。  (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。  (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。  (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者  (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工</p>	<p>規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。  (1) 検査の実施体制を構築する。  (2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、それを実施する。  (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。  (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。  ※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。  a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法。  b. 試運転その他機能および作動の状況を確認するために十分な方法。  c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。  (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者  (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該</p>	<p>基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。  (1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。  (2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定める。  (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。  (4) 検査の実施体制を構築する。  3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。  (1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。  (2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。  (1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者  (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の工事の調達における供給者のなかで、当</p>

No	関西電力（高浜）	九州電力（玄海第1編）	四国電力	北海道電力	原電（敦賀）
	<p>事または点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6. 各課（室）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a、bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各第二課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c a及びbによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 定検検査課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a、およびb.による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>工事または点検を実施する箇所とは別の所属の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査に係る各課（室、センター）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>